

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定【港湾空港局港湾整備部整備課】 2

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 4

北九州市告示第427号

北九州市港湾環境整備負担金条例（昭和55年北九州市条例第12号）第2条第2項の規定により、同条第1項に定める負担対象工事を次のとおり指定する。

令和4年11月24日

北九州市長 北橋健治

工種の種類	工事名	工事の実施された場所	工事の完了の日	工事に要した費用（円）
港湾環境整備施設等（施設の敷地を含む。）の維持の工事	新門司地区管理業務	門司区新門司一丁目、新門司北二丁目及び新門司北三丁目	令和4年3月31日	42,983,927
	太刀浦地区管理業務	門司区太刀浦海岸		
	旧門司地区管理業務	門司区東港町		
	西海岸地区管理業務	門司区東港町及び西海岸一丁目		
	大里地区管理業務	門司区大里本町三丁目		
	日明地区管理業務	小倉北区西港町		
	砂津地区管理業務	小倉北区浅野二丁目及び浅野三丁目		
	戸畑地区管理業務	戸畑区川代二丁目及び大字中原		
	八幡地区管理業務	八幡東区大字枝光		

	若松地区管理 業務	若松区久岐 の浜及び本 町一丁目		
	響灘地区管理 業務	若松区響町 一丁目		
港湾におけ る漂流物の 除去その他 の清掃のた めの工事	新門司地区清 掃ほか業務 太刀浦地区清 掃ほか業務 旧門司地区清 掃ほか業務 西海岸地区清 掃ほか業務 大里地区清掃 ほか業務 浅野地区清掃 ほか業務 日明地区清掃 ほか業務 戸畑地区清掃 ほか業務 堺川地区清掃 ほか業務 八幡地区清掃 ほか業務 若松地区清掃 ほか業務 響灘地区清掃 ほか業務 洞海地区清掃 ほか業務	北九州港臨 港地区及び 港湾区域内 の門司地区 、小倉地区 及び洞海地 区	令和4年3 月31日	80,200,443

北九州市公告第 803 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 1 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和 5 年 2 月 3 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 4 年 1 月 29 日から令和 5 年 1 月 3 日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市広報室広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

公告日から令和 5 年 2 月 3 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

令和 5 年 1 月 4 日から同月 6 日までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階 第6入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

る者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

別表

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿地目	実測面積(m ²)	最低売却価格(円)	
17	小倉北区都一丁 99番168	宅地	78.50	2,250,000	令和5年2月3日(金)午前9時30分